

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに水上村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 489 号

公共関与による産業廃棄物処理施設建設候補地に関する調査業務委託に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格等について次のとおり定める。

平成 15 年 5 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 指名競争入札に付する事項

公共関与による産業廃棄物処理施設建設候補地に関する調査業務一式

2 入札参加資格

入札参加資格を有する者は、次のアからウまでに掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

ア 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成 14 年熊本県告示第 516 号)により有資格者として認められる者であって、業務委託契約等に係る入札参加資格審査要領(平成 14 年熊本県告示第 517 号)に基づく格付け区分が A 区分であるもの

イ 過去に、都道府県又は都道府県が出資する法人が行った公共関与による管理型最終処分場建設候補地調査(当該都道府県の区域内の 2 以上の市町村の区域に係る調査に限る。)に関する業務受託実績がある者

ウ 国税、県税及び市町村税の未納がない者

3 入札参加資格を得るための申請方法及び時期

(1) 申請方法

公共関与による産業廃棄物処理施設建設候補地に関する調査業務委託指名競争入札参加資格審査申請書に必要な書類を添付のうえ次の(2)に記載の場所に持参により提出するものとする。

なお、提出した申請書等について説明を求められた場合、これに応じなければならない。

(2) 申請書類の入手、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

熊本県環境生活部廃棄物対策課公共関与推進室

郵便番号 862-8570 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

電話番号 096-383-1111 内線 7373

(3) 申請書類の受付期間

平成 15 年 5 月 7 日から同年 5 月 20 日までの日(県の休日は除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

4 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

5 入札参加資格の有効期限

入札参加資格の有効期限は、資格審査の結果を通知した日から平成 16 年 3 月 31 日までとする。

熊本県告示第 490 号

知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 15 条の 20 の規定により、指定居宅支援事業者の変更の届出があった。

平成 15 年 5 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業者、事業所の名称及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
社会福祉法人 つつじヶ丘学園 つつじヶ丘学園短期入所事業所 知的障害者短期入所	事業所の所在地	球磨郡須恵村 4180 番地の 1	球磨郡あさぎり町須恵 4180 番地 1	平成 15 年 4 月 1 日
	主たる事務所の所在地	球磨郡須恵村 4180 番地の 1	球磨郡あさぎり町須恵 4180 番地 1	平成 15 年 4 月 1 日